帯する身分を示す証明書の様式を定める 定により質問又は検査に立ち会う職員の携報の提供等に関する法律第七条第二項の規経済連携協定に基づく申告原産品に係る情

に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様する法律第五条第二項の規定により質問又は検査 協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の 式を定める省令を次のように定める。 号)第五条第三項の規定を実施するため、経済上 供等に関する法律(平成二十六年法律第百十二 との間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提 経済上の連携に関する日本国とオーストラリア

は、別記様式によるものとする。 査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書 十二号)第七条第二項の規定により質問又は検 の提供等に関する法律(平成二十六年法律第百 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報

ら施行する。 オーストラリアとの間の協定の効力発生の日か この省令は、経済上の連携に関する日本国と 附 則 (平成二九年一月一七日経済産業

省令第二号)

の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八 包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律 の締結及び環太平洋パートナーシップに関する この省令は、環太平洋パートナーシップ協定 の施行の日から施行する。

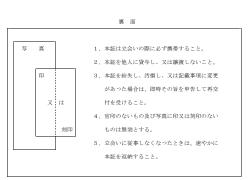
(平成三〇年七月一一日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四六号)

別記様式

附





用紙は、日本工業規格B8、64×91mmとする。